



# 廃棄物適正処理ガイドブック



**昨今の廃棄物  
に対する風潮**

工場、飲食店、事務所等あらゆる事業所、家庭において、分別等の適正な処理をより強く求められるようになってきている

なぜ適正な処理が必要？

廃棄物処理法や条例などでルールが決められている

適正な処理を行わないとどうなる？

不法投棄とみなされる等、法律違反・条例違反の疑いで県や市、警察等の公的機関による調査・指導が入る

※過去にさかのぼり徹底的に調査され、最悪立件される可能性もある。  
(近年、事業所・処理業者共に調査・指導を頻繁に行われている)

## 主な適正処理 内容

① 適切な許可  
業者への依頼



廃棄物の種類に応じた業者を  
選ぶ必要がある

② 法に基づいた  
契約



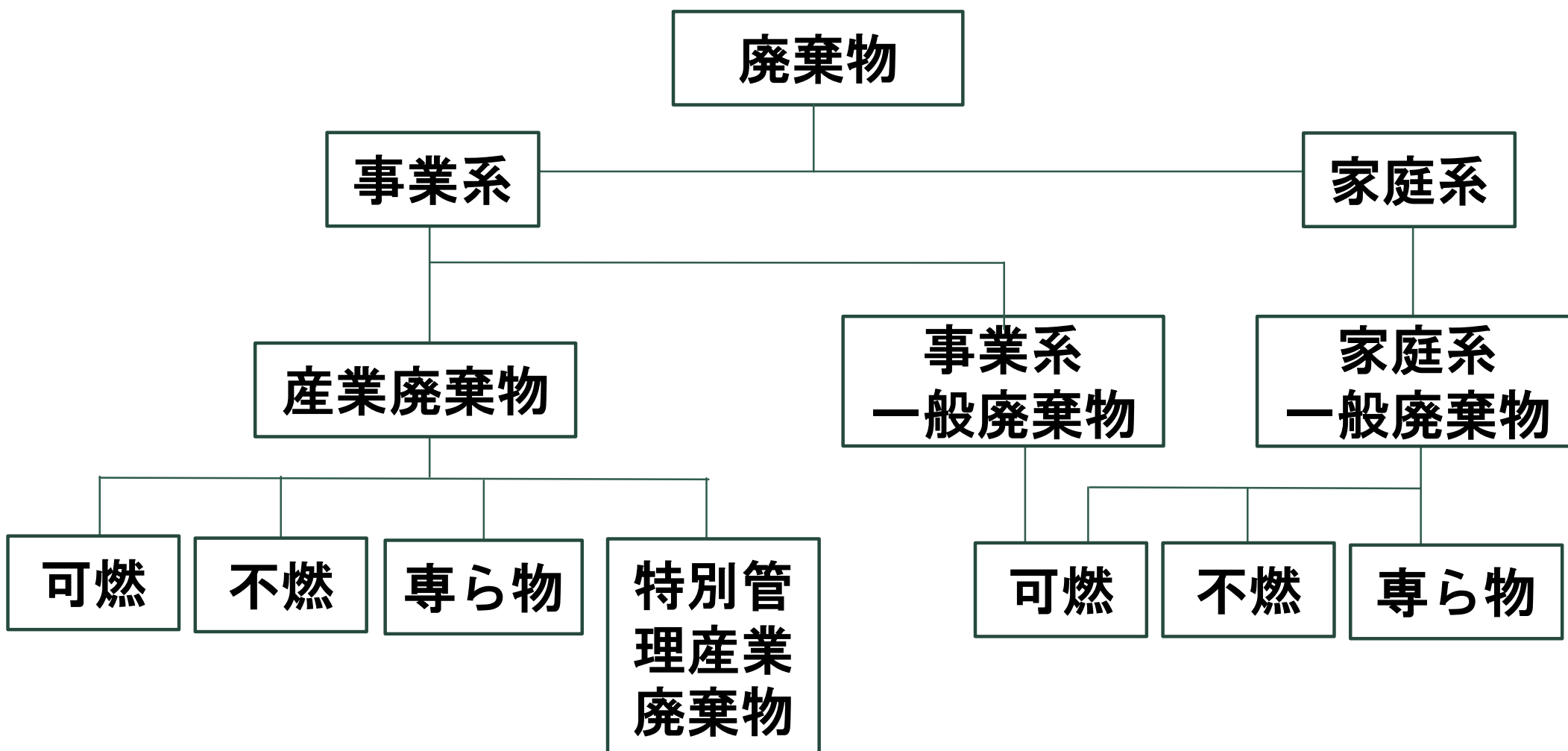
廃棄物処理法等の  
ルールに基づいた契  
約を行う必要がある

③ 廃棄物  
の分別



廃棄物の種類毎に分  
別する必要がある

## < 廃棄物の種類 >



※上記の種類に応じた処理業者に処理を委託する必要がある

## <主な用語説明>

廃棄物・・・占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物（産業廃棄物と一般廃棄物に分類される）

産業廃棄物・・・事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物（別紙記載）。排出事業者には処理責任がある。許可を受けた産業廃棄物処理搬業者に処理の委託が必要。更に排出事業者にてマニフェストの発行が必要

一般廃棄物・・・産業廃棄物以外の廃棄物。市町村に処理責任がある。自ら処理するか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理の委託が必要。

事業系廃棄物・・・事業活動に伴って、事務所や店舗などから排出される廃棄物。

家庭系廃棄物・・・家庭から排出される廃棄物。

排出事業者・・・事業活動に伴って廃棄物を排出した者。

可燃物・・・紙、木くず、生ごみ等。

不燃物・・・廃プラスチック、ゴムくず、ガラスくず等。

専ら物・・・専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物。古紙（ダンボール、雑誌、新聞）・くず鉄（アルミ缶、スチール缶含む）・あきびん類・古繊維の4種類。マニフェスト不要。

特別管理産業廃棄物・・・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

## ＜産業廃棄物20種類＞

種類	具体例	
あらゆる 事業活動に 伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
特定の事業 活動に伴う もの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

## ＜処理業者が決まったら＞

下記の契約を処理業者と結ぶ必要がある

### ○処理業者への廃棄物委託契約の種類

- ①一般廃棄物収集運搬委託契約
- ②専ら物収集運搬委託契約
- ③産業廃棄物収集運搬委託契約
- ④産業廃棄物処分委託契約
- ⑤産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約

## <産業廃棄物の処理に関して>

産業廃棄物を処理する場合、排出事業者の責任の元、制度に基づいたマニフェストの発行が必要

制度とは・・・産業廃棄物の処理を他社に委託する場合、適正に処理されているかを把握・管理し、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度（量や種類に関わらず、都度交付が必要）

マニフェストの発行を行わなければ？・・・廃棄物処理法第12条の3第1項 違反

罰則：6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

マニフェストの運用（排出事業者実施必要項目）

- ①マニフェストの交付・登録 ・・・・廃棄物引渡し時にマニフェスト交付
- ②処理終了確認 ・・・・運搬、処分、最終処分の確認実施
- ③マニフェストの保存 ・・・・交付したマニフェストの保存（5年）
- ④状況報告 ・・・・都道府県・政令市に報告



## <契約が終わったら>

廃棄物の種類に応じて正しく分別する必要がある。また処理費が安くなる等分別のメリットは大きい。

## <分別の概要>

古紙、くず鉄、空きビン、古繊維、燃えるゴミ、産業廃棄物等の品目に分ける必要がある。分別しなければ、ほとんどの場合産業廃棄物となり、余分な費用がかかる上に処理が面倒になる。

場合によっては行政指導が入り、罰則を課せられる可能性もある。

※分別方法や分別品目は法改正や自治体の指導などにより、都度変わる可能性がある

例① 缶、金属、ビン、段ボールが混載・・・産業廃棄物扱いとなりマニフェストの発行、  
処理代が必要（それぞれ分けてあると専ら物扱いとなり無料）

例② 事業系一般廃棄物にビンや缶が混載・・・処理場で検査され、産廃との指摘を受け指導及び罰則

## <悪質な場合の罰則例>

不法投棄として  
5年以下の懲役若しくは  
1000万円以下の罰金

## <処理場の検査風景>



## <家庭と事業のゴミ処理について>

**事業を行う者が廃棄物の処理を行う場合、**

**一般家庭の処理方法とは大きく異なります！**

※家庭のごみ捨てルールとは大きく異なります

例：ある市では燃えるゴミで回収するプラスチック容器は事業者の場合産業廃棄物になる

例：事業者は近所のゴミ集積所に捨てることができない

一般廃棄物の処理は各市町村で処理ルールが決まっています。

※鈴鹿市は市の施設で受入できるものだけみなし一般廃棄物として、産業廃棄物の受入れが可能

## <ごみ出しの主なポイント>

- 生ごみは水を切る
- 燃えるごみはゴミ袋に入るようにまとめる
- ゴみ袋はなるべく中身が見えるような透明を使い、破れないよう注意する
- 飲食店や事務所等の事業所について、家から持ち込んだゴミ等、事業所以外から排出されたごみは出せない
- ダンボールの中に他の種類のごみを入れない
- ダンボールは折りたたむ
- ダンボールや雑誌を束ねる時プラスチック製紐（PPバンド等）は使用しない
- 油付のダンボールは可燃物として出す
- 空き缶はなるべく潰す
- ガス缶は絶対に他の物と混ぜて出さない（爆発事故が多発し問題となっています）
- 金属、ビン、古紙、布、燃えるごみ、産業廃棄物はそれぞれ分ける
- かさばるプラスチック製品はなるべく潰す（料金が安くなる）